

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（県道北中曽根北大桑線道路台帳整備）

三 作業地域

加須市水深地内外

四 作業期間

令和元年六月十八日から令和二年二月二十八日まで